

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-5761-1040 (午前8:30～午後5:30)

担 当 生活相談員 国松 智 生活相談員 奥木 奈美

2. 短期入所生活介護 こまえ正吉苑 二番館の概要

(1) サービスの種類

施設の種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（事業者番号 1374501094 ） 東京都指定 28 福保高介第 475 号（平成 28 年 7 月 1 日） 開設年月日 平成 28 年 7 月 1 日 入所定員 10 名
施設名称	短期入所生活介護 こまえ正吉苑 二番館
所在地	〒201-0001 東京都狛江市西野川 4-8-8
施設長	岩坂 大輔 (いわさか だいすけ)

(2) 施設職員体制

職種	常勤換算	職員配置数
管理者	1	1 名
医師	嘱託医 3	必要数
生活相談員	2 名以上（兼）	2 名
管理栄養士又は栄養士	1 名以上	1 名以上
機能訓練指導員	1 名以上	必要数
介護支援専門員	1 名以上（兼）	1 名
事務員	必要数	必要数
介護職員・看護職員	48.0	37 名

※医師は常勤換算数ではありません。

※体制は介護老人福祉施設としての配置を含んだものです。

(3) 施設の設備等の概要

生活空間としては、12 人単位のエリア（ユニット）が 5 つ、10 人単位のエリア（ユニット）が 5 つあり、定員は介護老人福祉施設 100 名、短期入所事業 10 名、施設合計定員は 110 名です。

1F Aユニット	個室 10 室・共同生活室・浴室（短期入所専用ユニット）
1F Bユニット	個室 12 室・共同生活室・浴室
2F Aユニット	個室 10 室・共同生活室・浴室
2F Cユニット	個室 10 室・共同生活室・浴室
2F Bユニット	個室 12 室・共同生活室・浴室
2F Dユニット	個室 12 室・共同生活室・浴室

3F Aユニット	個室 10 室・共同生活室・浴室
3F Cユニット	個室 10 室・共同生活室・浴室
3F Bユニット	個室 12 室・共同生活室・浴室
3F Dユニット	個室 12 室・共同生活室・浴室

入浴設備としては、ご本人の状態に適した形態で援助させていただきます。

個浴	一人用の浴槽
仰臥型機械浴	横になったまま入浴ができます。

その他

医務室	1 室	理美容室	1 室
面接室	1 室	ボランティア室	1 室

3. サービス内容

(1) 食 事

管理栄養士が立てる献立や各ユニットの食堂での盛り付けの実施などで、より家庭的な雰囲気の中で食事を提供します。

(2) 入 浴

利用者の身体状況に応じて、個浴・仰臥型機械浴による適した形態で週 2 回の入浴を提供します。体調不良などによって入浴ができない時は、清拭を行います。

(3) 介 護

寝たきり予防と健康維持のため、できる限り離床していただくよう働きかけます。利用者の一人ひとりの生活リズムを考え、ご本人の排泄パターンに合わせた介助や食事時間に幅をもたせるなど、ご本人のペースを尊重した生活が営めるよう配慮します。少人数のあつまりによるきめ細かな接遇で「安心」を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員の指導により、利用者の状況に適した機能訓練を行い、生活機能の維持、改善に努めます。

(5) 生活相談

利用者及びそのご家族からの心配事や悩みについて、相談に応じ、可能な限り必要な援助に努めます。

(6) 健康管理

在宅での生活を基本とした健康管理を行います。夜間帯、看護師は施設内にて勤務していませんが、施設勤務看護師や他の機関との連携により、24 時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保しております。

また、緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

(7) 療養食の提供

医師の発行する食事箋により、厚生労働大臣が定める療養食（糖尿食・腎臓食・

肝臓食・胃潰瘍食・貧血食・高脂血症食・膵臓食・痛風食等）の対応を行います。

(8) 所持品管理

貴重品については、「利用者預り金等管理規程」により管理いたします。その他所持品については、職員にお問合せください。

(9) レクリエーション等

楽しみながら身体を動かすアクティビティ活動を検討し、身体機能の維持にも留意します。また、ユニットの食堂でのおやつ作りなど、興味をもっていただける活動を模索します。その他趣味活動への側面からの援助や、季節感のある行事計画を立案し実施します。

利用者を含めた話し合いで、ユニット単位による外出なども行います。

(10) 身体拘束等の適正化

利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが利用者の身体的・精神的被害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束を行わないケアを実施します。

その他、身体拘束についての項目は「身体拘束等の適正化のための指針」に則り、検討、手続きを進めていきます。

4. 利用料金

(1) 利用料金（別紙「料金表」）

基本サービスについては、介護保険法その他の関係法令に基づいて算定した額を利用料金として請求します。介護報酬見直し等の法改正により料金に変更となる場合があります。

居住費、食費は当施設が定めた料金を請求いたします。施設で定める料金を変更する場合は、事前に説明します。

その他、参加されたレクリエーションやクラブ活動での材料代等は実費での請求となります。

(2) 支払い方法

毎月15日までに前月分の利用料金を請求いたしますので、当月末日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行します。

お支払い方法は、口座自動振替（毎月26日）、銀行振込、現金払いの3通りの中からご契約の際に選ぶことができます。

(3) 利用開始前のサービス中止

利用者は事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知することにより、キャンセル料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

利用開始日の前日午後5時までに連絡がなかった場合は1日の当該基本料金の50%をキャンセル料として請求します。

(4) 利用期間中の中止

①利用途中にサービスを中止して退所する場合、利用料金は退所日までの日数を基に計算します。

②次の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ア 利用者が中途退所を希望した場合
- イ 入所日の健康チェックの結果、体調が思わしくなかった場合
- ウ 利用中に体調が悪くなった場合
- エ 他の利用者の生命または健康に影響を与える行為があった場合

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

当重要事項にご同意いただき、契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) 持ち物

- ①服薬中のお薬は日付、時間ごとに分包し、氏名、日付、時間を明記して持参してください。
- ②衣類も含め、持参される持ち物には氏名を明記してください。
- ③貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
- ④提供される食事以外に必要な食品についてはご準備ください。また、生ものについてはご遠慮ください。

(3) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、お申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内の支払がなかった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は解約していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知します。

(4) 契約の自動終了

次の場合は、双方の連絡がなくとも、契約は自動的に終了し、予約は無効になります。

- ①利用者が他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等へ入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分または要支援認定区分が、非該当（自立）となった場合
- ③利用者がお亡くなりになった場合、または被保険者資格を喪失された場合

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

可能なかぎり、在宅生活の継続を念頭においた上で、入浴や排泄、食事などの介護や、機能訓練、健康管理及び生活上の相談対応を行い、利用者が持っている能力に応じた自立した日常生活を援助します。

ユニットケアによるきめ細やかな個別接遇を展開することで、利用者本位のサー

ビス提供を目指し、何よりも「安心」を提供します。

地域住民から信頼される地域に開かれた施設として、地域における福祉の拠点として事業を展開します。また、施設の接遇内容や経営状況については情報を開示し、健全な経営に努めるとともに、ボランティアの受け入れ等を積極的に行い、地域交流を図ります。

(2) サービスの利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護員の有無	有	
職員への研修の実施	有	年 1 2 回以上
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束適正化の指針	有	3.サービス内容 (10) 参照

(3) 施設利用に当たっての留意事項

①面 会

面会時間は 8 : 3 0 から 2 0 : 0 0 (土・日・祝日は 1 9 : 0 0) までです。面会簿に必ず記入し、ご面会ください。面会時に他の利用者の迷惑にならないようお願いいたします。なお、緊急時や時間外での面会については、お電話にてご連絡ください。

②飲酒と喫煙

喫煙は限られた場所以外ではお断りします。

飲酒は基本的には自由ですが、医師からのストップ、泥酔等他人に迷惑がかかる場合はご遠慮願います。また、飲酒時間は職員にご相談ください。

③備えている設備

日常生活に必要な設備を備えています。必要な設備がありましたら、職員までお問合せください。施設内の設備、器具の使用については、用法に従ってご利用ください。使用方法等に問題があって、破損等をした場合、弁償していただくことがあります。また、ラジオ等の電化製品については、ご自分でご用意願うものがあります。

④居室

居室変更の希望については、居室の空き状況や他の利用者の性別等を含めた状況を踏まえ、施設でその可否を決定させていただきます。利用者の心身の状況により居室を利用期間中に変更する場合がありますが、その際には利用者および代理人と協議の上決定します。

⑤施設設備の利用

入浴機器、リハビリ機器等、危険を伴う設備、器具の使用にあたっては、職員の指示を厳守してください。所定の時間、用法以外での単独使用による事故等には責任を負いかねます。

⑥所持品の持ち込み

日常生活に必要な身の回り品類を除き、家具類の持ち込みはご遠慮いただいております。但し、利用者の安心や在宅生活の継続の観点から必要となる物品 (仏壇等) を持ち込む場合はご相談ください。

⑦宗教活動

布教活動等、他の利用者にご迷惑がかかる行為は固くお断りしています。

⑧その他

政治活動及び営利活動は固くお断りしています。

施設内へのペットの持ち込み、及び飼育はお断りしています。

7. 緊急時の対応

利用者に状態の変化等があった場合は、ご家族や主治医への連絡及び救急要請等の必要な措置を講じ、速やかに対応します。

8. 事故発生時の対応

介護事故・感染症・食中毒・車両事故などの事故が発生した場合、医師への連絡や救急要請等の必要な措置を講ずるほか、関係法令に則した対応を行うとともに、ご家族の方に速やかにご連絡します。

また、賠償すべき事故については、損害賠償を速やかに行います。

<緊急時・事故発生時連絡先>

第1連絡先

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

第2連絡先

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

9. 虐待の防止のための措置

当事業所は、「高齢者虐待防止のための指針」に基づき利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

虐待防止のための担当者 施 設 長 岩坂 大輔

10. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該「業務継続計画」及び、「こまえ正吉苑 二番館消防計画」に基づき対応します。また、地元自治会と近隣防災協定を締結し、相互訓練を通じて災害時に対応します。

- (2) 防災設備 消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常放送設備、誘導灯、防排煙設備、自家発電設備、火災報知設備、フード等簡易自動消火設備等を備え付けています。また、施設内のカーテン、カーペット等は

防火用品を使用しています。

- (3) 防災訓練 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、「こまえ正吉苑 二番館消防計画」に基づき、夜間想定及び日中想定防災訓練を利用者参加で実施するとともに、年1回地域総合防災訓練も実施します。また、職員の継送訓練も実施し、災害時に職員が参集する訓練も実施します。
- (4) 防火管理者 総務G 三浦 真緒
- (5) 安全対策担当者 施設長 岩坂 大輔

1 1. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 直接担当している者の他に窓口があります。

- ① 苦情解決責任者 岩坂 大輔 電話 03-5761-1040 (代)
※受付は平日の8:30~17:30 (不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。)
- ② 施設サービスグループ担当 奥木 奈美 電話 03-5761-1040 (代)
※受付は平日の8:30~17:30 (不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。)
- ③ 在宅サービスグループ担当 国松 智 電話 03-5761-1040 (代)
※受付は平日の8:30~17:30 (不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。)
- ④ 第三者委員会事務局 岩坂 大輔 電話 03-5761-1040 (代)
※受付は平日の8:30~17:30 (不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。)

(2) その他区市町村にも苦情窓口があります。

- ① 狛江市福祉保健部高齢障がい課介護保険係 電話 03-3430-1111 (代)
- ② 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導課
電話 03-6238-0177
対応時間 平日9:00~17:00

1 2. 第三者による評価の実施

評価機関	ヒューマンブラザーズ株式会社
評価結果の公表	公表あり (ホームページからご覧いただけます。)
評価の頻度	1年に1回
評価内容	組織マネジメント、利用者サービス
評価対象	ご利用者、ご家族、職員

1 3. 当法人の概要

別紙「当法人の概要」をご参照ください。

□. 当法人の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 正吉福祉会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 櫻井 千馨
- (3) 法人所在地 〒206-0823 東京都稲城市平尾四丁目16番地の1
- (4) 電話番号 042-331-2001
- (5) 定款の目的に定めた事業

① 特別養護老人ホーム

- (ア) 特別養護老人ホームいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立特別養護老人ホームよつや苑
- (ウ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑
- (エ) 特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑
- (オ) 特別養護老人ホームまちだ正吉苑
- (カ) 杜の風・上原 特別養護老人ホーム正吉苑
- (キ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑二番館
- (ク) 介護老人福祉施設きたざわ苑

② 老人デイサービスセンター

- (ア) 高齢者サービスステーションいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
- (ウ) デイサービスセンターきたざわ苑
- (エ) デイサービスセンターこまえ正吉苑
- (オ) ふれあいの家しみず正吉苑
- (カ) デイサービスセンターしもいぐさ正吉苑
- (キ) デイサービスセンターまちだ正吉苑
- (ク) 杜の風・上原 デイサービスセンター正吉苑

③ 老人短期入所事業

- (ア) 特別養護老人ホームいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
- (ウ) 短期入所生活介護きたざわ苑
- (エ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑
- (オ) 特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑
- (カ) 特別養護老人ホームまちだ正吉苑
- (キ) 杜の風・上原 短期入所生活介護正吉苑
- (ク) 短期入所生活介護こまえ正吉苑二番館

④ 老人居宅介護等事業

- (ア) ホームヘルパーステーションやのくち正吉苑
- (イ) ホームヘルパーステーションよつや苑
- (ウ) ホームヘルパーステーションきたざわ苑
- (エ) ホームヘルパーステーションこまえ正吉苑
- (オ) ホームヘルパーステーションすぎなみ正吉苑
- (カ) ホームヘルパーステーションまちだ正吉苑

⑤ 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

- (ア) ホームヘルパーステーションやのくち正吉苑
- (イ) ホームヘルパーステーションよつや苑
- (ウ) ホームヘルパーステーションこまえ正吉苑

⑥ 小規模多機能型居宅介護事業

- (ア) 小規模多機能型居宅介護よつや正吉苑

- (イ) 小規模多機能型居宅介護しもいぐさ正吉苑
- ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護事業
 (ア) 看護小規模多機能型居宅介護やのくち正吉苑
- ⑧ 認知症対応型老人共同生活援助事業
 (ア) グループホームよつや正吉苑
 (イ) グループホームやのくち正吉苑
- ⑨ 地域包括支援センター
 (ア) 稲城市地域包括支援センターやのくち
 (イ) 府中市地域包括支援センターよつや苑
 (ウ) 新代田あんしんすこやかセンター
 (エ) 地域包括支援センターこまえ正吉苑
 (オ) 杉並区地域包括支援センターケア24清水
 (カ) 町田市南第3高齢者支援センター
- ⑩ 居宅介護支援事業
 (ア) 居宅介護支援センターやのくち正吉苑
 (イ) 居宅介護支援センターよつや苑
 (ウ) 居宅介護支援センターきたざわ苑
 (エ) 居宅介護支援センターこまえ正吉苑
 (オ) 居宅介護支援センターすぎなみ正吉苑
 (カ) 居宅介護支援センターまちだ正吉苑
 (キ) 杜の風・上原 居宅介護支援センター正吉苑
- ⑪ 訪問看護事業
 (ア) 訪問看護ステーションいなぎ正吉苑
 (イ) 訪問看護ステーションなかはら正吉苑
 (ウ) 訪問看護ステーションきたざわ苑
 (エ) 訪問看護ステーションこまえ正吉苑
 (オ) 訪問看護ステーションまちだ正吉苑
- ⑫ サービス付き高齢者向け住宅事業
 (ア) コーシャハイム千歳船橋サービス付き高齢者向け住宅
 (イ) こまえ正吉苑サービス付き高齢者向け住宅
- ⑬ 介護人材等育成事業
 (ア) 介護人材等育成事業
- (6) 施設・拠点等
- | | |
|-------------------|-----|
| ①特別養護老人ホーム | 8カ所 |
| ②通所介護事業 | 8カ所 |
| ③短期入所事業 | 8カ所 |
| ④訪問介護事業 | 6カ所 |
| ⑤障害福祉サービス事業 | 3カ所 |
| ⑥小規模多機能型居宅介護事業 | 2カ所 |
| ⑦看護小規模多機能型居宅介護事業 | 1カ所 |
| ⑧認知症対応型老人共同生活援助事業 | 2カ所 |
| ⑨地域包括支援センター | 6カ所 |
| ⑩居宅介護支援事業 | 7カ所 |
| ⑪訪問看護事業 | 5カ所 |
| ⑫サービス付き高齢者向け住宅事業 | 2ヶ所 |
| ⑬介護人材等育成事業 | 1ヶ所 |

料金表

短期入所生活介護

1. 基本料金 (1割負担)

こまえ正吉苑 二番館

併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ(ユニット型個室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (1割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護 1	704	7,659	766	674	670
要介護 2	772	8,399	840	742	740
要介護 3	847	9,215	922	817	815
要介護 4	918	9,987	999	888	886
要介護 5	987	10,738	1,074	957	955

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位：円/日)

区分	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	滞在費 ユニット型個室	食費
段階 4	下記以外の方			3,048	1,650
段階 1	生活保護受給者		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880	300
段階 2	本人が住民税 非課税世帯、 世帯を別にす る配偶者も住 民税非課税	老年福祉年金受給者			
		課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880	600
段階 3 ①		課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370	1,000
段階 3 ②		課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370	1,300

※食費1,650円の内訳としては、朝食 (396円)・昼食 (792円)・夕食 (462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。居住費と食費にかかる自己負担額については、負担限度額認定を受けている場合、認定証書に記載のある負担限度額が自己負担いただく上限金額となります。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	自己負担
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	141	15
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されている または、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	239	24
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	195	20
○ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	65	7
○ 機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	130	13
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	5
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	87	9
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,088	109
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	108	11
○ 夜間職員配置加算 (Ⅱ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置	+18	195	20
夜間職員配置加算 (Ⅳ)	Ⅱの要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の登録を受けている事	+20	195	20

<実績による加算>

	看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内に7日を限度	+64	696	70
	口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	544	55
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,176	218
	若年性認知症利用者受入加	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,305	131
○	送迎加算	施設による送迎を行った場合（片道）	+184	2,001	201
	療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	87	9
	個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場	+56	609	61
	在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,624	463
	医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員による定期的な巡視を行っている。主治医と連絡がとれない場合には、予め協力医療機関と対応に関する取り決めがある等	+58	631	64
○	緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合(入所日から起算して7日を限度)	+90	979	98
	長期利用者に対するサービス提供減算	連続して30日を超えて同一の事業所に入所している利用者にサービスを提供した場合	-30	-326	-33

<新 介護職員処遇改善加算> ※ 令和6年6月1日～適用

○	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

令和7年2月1日 現在

料金表

短期入所生活介護

1. 基本料金 (2割負担)

こまえ正吉苑 二番館

併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ(ユニット型個室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (2割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護1	704	7,659	1,532	674	670
要介護2	772	8,399	1,680	742	740
要介護3	847	9,215	1,843	817	815
要介護4	918	9,987	1,998	888	886
要介護5	987	10,738	2,148	957	955

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	滞在費	食費
				ユニット型個室	
段階 4	下記以外の方			3,048	1,650
段階 1	生活保護受給者		単身：1,000万円以下	880	300
		老年福祉年金受給者	夫婦：2,000万円以下		
段階 2	本人が住民税 非課税世帯、 世帯を別にす る配偶者も住 民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880	600
段階 3 ①		課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370	1,000
段階 3 ②		課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370	1,300

※食費1,650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。居住費と食費にかかる自己負担額については、負担限度額認定を受けている場合、認定証書に記載のある負担限度額が自己負担いただく上限金額となります。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	自己負担
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	141	29
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されている または、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	239	48
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	195	39
○ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	65	13
○ 機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	130	26
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	9
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	87	18
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,088	218
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	22
○ 夜間職員配置加算(Ⅱ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置	+18	195	39
夜間職員配置加算(Ⅳ)	Ⅱの要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の登録を受けている事	+20	195	39

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内に7日を限度	+64	696	140
口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	544	109
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,176	436
若年性認知症利用者受入加	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,305	261
○送迎加算	施設による送迎を行った場合（片道）	+184	2,001	401
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	87	18
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場	+56	609	122
在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,624	925
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員による定期的な巡視を行っている。主治医と連絡がとれない場合には、予め協力医療機関と対応に関する取り決めがある等	+58	631	127
○緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合（入所日から起算して7日を限度）	+90	979	196
長期利用者に対するサービス提供減算	連続して30日を超えて同一の事業所に入所している利用者にサービスを提供した場合	-30	-326	-66

<新 介護職員処遇改善加算> ※ 令和6年6月1日～適用

○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

令和7年2月1日 現在

料金表

短期入所生活介護

1. 基本料金 (3割負担)

こまえ正吉苑 二番館

併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ(ユニット型個室)

単位 円/日

要介護区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (3割)	長期利用者減算 (31日～60日)	長期利用者減算 (61日以降)
要介護1	704	7,659	2,298	674	670
要介護2	772	8,399	2,520	742	740
要介護3	847	9,215	2,765	817	815
要介護4	918	9,987	2,997	888	886
要介護5	987	10,738	3,222	957	955

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	滞在費 ユニット型個室	食費
段階 4	下記以外の方			3,048	1,650
段階 1	生活保護受給者		単身：1,000万円以下	880	300
	老年福祉年金受給者		夫婦：2,000万円以下		
段階 2	本人が住民税 非課税世帯、 世帯を別にす る配偶者も住 民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880	600
段階 3 ①		課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370	1,000
段階 3 ②		課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370	1,300

※食費1,650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。居住費と食費にかかる自己負担額については、負担限度額認定を受けている場合、認定証書に記載のある負担限度額が自己負担いただく上限金額となります。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	自己負担
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	141	43
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されている または、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	239	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	195	59
○ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	65	20
○ 機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	130	39
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	43	13
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	87	27
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,088	327
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	33
○ 夜間職員配置加算(Ⅱ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置	+18	195	59
夜間職員配置加算(Ⅳ)	Ⅱの要件に加え喀痰吸引や特定行為業務の登録を受けている事	+20	195	59

<実績による加算>

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以内に7日を限度	+64	696	209
口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	544	164
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,176	653
若年性認知症利用者受入加	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,305	392
○送迎加算	施設による送迎を行った場合（片道）	+184	2,001	601
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	87	27
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場	+56	609	183
在宅中重度者受入加算	訪問看護師からサービス提供があった場合	+425	4,624	1,388
医療連携強化加算	看護体制加算Ⅱを算定した上で、看護職員による定期的な巡視を行っている。主治医と連絡がとれない場合には、予め協力医療機関と対応に関する取り決めがある等	+58	631	190
○緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に無い短期入所生活介護を行った場合（入所日から起算して7日を限度）	+90	979	294
長期利用者に対するサービス提供減算	連続して30日を超えて同一の事業所に入所している利用者にサービスを提供した場合	-30	-326	-98

<新 介護職員処遇改善加算> ※ 令和6年6月1日～適用

○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

令和7年2月1日 現在

介護予防短期入所生活介護

料金表

1. 基本料金 (1割負担)

併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ(ユニット型個室)

こまえ正吉苑 二番館
単位 円/日

区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (1割)	長期利用減算 (31日以降)
要支援 1	529	5,755	576	503
要支援 2	656	7,137	714	623

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位: 円/日)

区分	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	滞在費	食費
				ユニット型個室	
段階 4	下記以外の方			3,048	1,650
段階 1	生活保護受給者		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880	300
		老年福祉年金受給者			
段階 2	本人が住民税非課税 世帯、世帯を別にす る配偶者も住民税非 課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80 万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880	600
段階 3 ①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80 万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370	1,000
段階 3 ②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120 万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370	1,300

※食費1,650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

滞在費と食費にかかる自己負担額については、負担限度額認定を受けている場合、認定証書に記載のある負担限度額が自己負担いただく上限金額となります。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	自己負担
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	141	15
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	239	24
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	195	20
○ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	65	7
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,088	109
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	108	11
○ 機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	130	13

<実績による加算>

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合	+50	544	55
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,176	218
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,305	131
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	2,001	201
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	87	9
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	609	61

<新 介護職員処遇改善加算>

※ 令和6年6月1日～適用

○ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

令和7年2月1日

現在

介護予防短期入所生活介護

こまえ正吉苑 二番館
単位 円／日

料金表

1. 基本料金 (2割負担)
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ(ユニット型個室)

区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (2割)	長期利用減算 (31日以降)
要支援 1	529	5,755	1,151	503
要支援 2	656	7,137	1,428	623

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位: 円/日)

区分	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	滞在費 ユニット型個室	食費
段階 4	下記以外の方			3,048	1,650
段階 1	生活保護受給者		単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	880	300
段階 2	本人が住民税非課税 世帯、世帯を別にす る配偶者も住民税非 課税	老年福祉年金受給者	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下	880	600
段階 3 ①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80 万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	1,370	1,000
段階 3 ②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120 万円超の方	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	1,370	1,300

※食費1,650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。
滞在費と食費にかかる自己負担額については、負担限度額認定を受けている場合、認定証書に記載のある負担限度額が自己負担いただく上限金額となります。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	自己負担
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動 を実施している	+13	141	29
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤 続10年以上介護福祉士35%以上	+22	239	48
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	195	39
○ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員 75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	65	13
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽 減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導 入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。 こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,088	218
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		+10	108	22
○ 機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	130	26

<実績による加算>

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を 実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した 場合	+50	544	109
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,176	436
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,305	261
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合 (片道)	+184	2,001	401
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	87	18
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居宅を 訪問した上で作成した個別機能訓練に基 づいて訓練を行う場合	+56	609	122

<新 介護職員処遇改善加算> ※ 令和6年6月1日～適用

○ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

介護予防短期入所生活介護

料金表

1. 基本料金 (3割負担)

こまえ正吉苑 二番館
単位 円/日

併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ(ユニット型個室)

区分	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額 (3割)	長期利用減算 (31日以降)
要支援1	529	5,755	1,727	503
要支援2	656	7,137	2,142	623

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位: 円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	滞在費 ユニット型個室	食費
段階4	下記以外の方		3,048	1,650
段階1	生活保護受給者		880	300
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	880	300
段階3①		単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下	880	600
段階3②		単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	1,370	1,000
段階3③		単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	1,370	1,300

※食費1,650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。

滞在費と食費にかかる自己負担額については、負担限度額認定を受けている場合、認定証書に記載のある負担限度額が自己負担いただく上限金額となります。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額 (10割)	自己負担
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	141	43
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	239	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	195	59
○ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	65	20
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供、こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,088	327
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	33
○ 機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	130	39

<実績による加算>

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合	+50	544	164
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,176	653
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,305	392
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	2,001	601
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	87	27
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	609	183

<新 介護職員処遇改善加算>

※ 令和6年6月1日～適用

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

令和7年2月1日

現在

令和 年 月 日

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

住 所 〒201-0001

東京都狛江市西野川 4-8-8

法人名 社会福祉法人正吉福祉会

代表者名 理事長 櫻井 千馨 印

事業所名 短期入所生活介護 こまえ正吉苑 二番館

説明者 配 属 施設サービスグループ

特養・短期入所チーム

氏 名 国松 智 印

私は、契約書および本書面により、事業者からについての短期入所生活介護・短期入所生活介護の重要事項の説明を受けました。

利 用 者 住 所

氏 名

(代 理 人) 住 所

氏 名

続 柄

